

期限までに  
納付してください

## 軽自動車税に関するお知らせ

軽自動車税は、毎年4月1日時点で原動機付自転車・小型特殊自動車・軽自動車・二輪車を所有している人に1年分課税されます。

なお、燃費や環境性能に応じた「グリーン化特例」や、新車登録から13年以上が経過した軽自動車に対する重課に伴い、車ごとに税額は異なりますのでご注意ください。

※今年度の納税通知書は5月中旬に発送します。

### 【減免について】

▼**減免対象** 軽自動車をもっぱら①身体障害者手帳、②愛護（療育）手帳、③精神障害者保健福祉手帳、④戦傷病者手帳の交付を受けている人の仕事、通院、通学などに使用する場合で、その障がい程度などが一定の条件を満たすときは、申請により軽自動車税の減免を受けることができます。また、車両の構造がもっぱら身体障がい者などが利用するための軽自動車（特別構造車）も、減免を受けることができます。

※障がいの程度などについては、右表をご覧ください。また、④の交付を受けている人は問い合わせを。

○減免を受けることができる台数 軽自動車・普通自動車（県税）合わせて1台に限る（特別構造車を除く）

○減免の申請手続きに必要な書類など 交付を受けている手帳／運転者の運転免許証／納税義務者の印鑑／納税通知書／生計同一証明書（手帳の交付を受けている人が本人名義の車を運転する場合は不要）／納税義務者の個人番号カードまたは通知カード

※生計同一証明書は、①②の交付を受けている人は障がい福祉課（市役所1階）か岩木総合支所民生課（岩木庁舎1階）または相馬総合支所民生課（相馬庁舎）で、③の交付を受けている人は住民票を持参の上、弘前保健所（下白銀町）で、④の人は県健康福祉政策課（青森市長島1丁目）で交付を受けてください。

○特別構造車の減免の申請手続きに必要な書類など 納税義務者の印鑑／納税通知書／自動車検査証／仕様書／納税義務者の個人番号カードまたは通知カードと運転免許証等（申請者が個人の場合）

○申請先 納期限（今年度は5月31日）までに、

市民税課諸税係（市役所2階）か、岩木・相馬総合支所民生課へ

※前年度に減免となった人で、前年度と同じ内容で申請する人は、郵送での申請ができます。対象者には5月中旬に通知を発送しますので、届き次第ご確認ください。自動車取得税・自動車税についても減免の制度があります。詳しくはお問い合わせください。

■**問い合わせ先** 軽自動車税について…市民税課諸税係（☎35-1117）／自動車取得税・自動車税について…中南地域県民局県税部納税管理課（蔵主町、弘前合同庁舎内、☎32-4341）

### 【減免対象】

4月1日現在  または  に該当するもの

障がい区分	障がいの程度						
	1級	2級		3級	4級	5級	6級
		1・2	3以下				
視覚障害							
聴覚障害							
平衡機能障害							
音声機能障害				ア			
上肢不自由							
下肢不自由							
体幹不自由							
上肢機能障害			イ				
移動機能障害				ウ			
内部（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸）機能障害							
免疫機能障害							
肝臓機能障害							
愛護手帳	障がいの程度がAの人						
精神障害	エ						

複数の障がいを有する場合は併合の級によらず、個々の等級で判断。 は本人名義の車を本人が運転する場合が対象。  
※乳幼児期以前の非進行性脳病変によるものに限る。

ア…こう頭摘出による障がいに限り対象

イ…一上肢のみの障がいは対象外

ウ…一下肢のみの障がいがある場合は、手帳の交付を受けている本人名義の車を本人が運転する場合に限り対象

エ…自立支援医療（精神通院医療）を受けている人が対象

期限までに  
納付してください

## 固定資産税・都市計画税忘れずに納付を

平成31年度の固定資産税・都市計画税納税通知書等は5月上旬から順次郵便にて配達されますので、各納期限までに忘れずに納付してください。

### 【固定資産税】

毎年1月1日に、市内に所在する土地・家屋・償却資産に対し、その所有者に課税されます。

▼**税額** 課税標準額×税率（1.6%）＝税額

▼**免税点** 同一人が市内に所有する土地・家屋・償却資産それぞれの課税標準額が、免税点（土地＝30万円、家屋＝20万円、償却資産＝150万円）に満たない場合は課税されません。



### 【都市計画税】

都市計画法に基づいて行う都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用の一部に充てるために設けられた目的税で、毎年1月1日に市内の市街化区域内に所在する土地・家屋に対し、その所有者に課税されます。

▼**税額** 課税標準額×税率（0.2%）＝税額

▼**免税点** 固定資産税の課税標準額が免税点未満で課税されなかった土地・家屋には、都市計画税も課税されません。

■**問い合わせ先** 資産税課（資産税係…☎40-7027 / 土地係…☎40-7028 / 家屋係…☎40-7029）

暮らしやすい  
社会のために

## 「弘前市地域福祉計画」を策定しました

地域福祉計画は、地域住民や地域の多様な主体が「我がこと」として参画し、人と人、人と資源が世代を超えて「まるごと」つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けて地域福祉を推進するために策定した計画です。「ともに支え合い誰もがいきいきと暮らせる地域共生社会の実現」を基本理念とし、地域のひとりひとりが住み慣れた地域で互いを認め、支え合いながら

ともに生きるまちを目指します。

計画の詳細は次の場所で閲覧できるほか、市ホームページにも掲載しています。

▼**閲覧場所** 市政資料閲覧コーナー（市役所1階）、市民参画センター（元寺町）、岩木総合支所総務課（賀田1丁目）、相馬総合支所総務課（五所字野沢）、各出張所ほか

■**問い合わせ先** 福祉総務課総務係（☎40-7037）

## 連載 新中核病院

### 第5回 周辺道路の整備



毎月1回、新中核病院に関する情報をお伝えします。

■**問い合わせ先** 地域医療推進室（☎37-3788）

### 周辺道路で渋滞が発生するのは？

新中核病院の開院に伴い、これまで市立病院に通院していた人や、近隣市町村からの新たな来院者等による交通量の増加が予想されます。開院後も、患者をはじめとする来院者や周辺住民が安全で円滑に通行できるように、現在、交通需要予測による混

雑度の解析や交差点改良の必要性、公共交通の利便性向上策などの検討を進めています。

検討結果によっては、用地買収等を伴う交差点改良や道路整備等が必要となることが想定されますが、安全で円滑な道路交通が確保できるよう、国立弘前病院や道路管理者などの関係機関と連携し、周辺道路の環境整備に努めます。